

第10編 答申・報告等

第1章 群馬県文化財保護審議会

第1節 群馬県文化財保護審議会の設置

教育委員会の諮問に応じ、本県文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議するため、文化財保護法第190条に基づき、群馬県文化財保護審議会を設置している。委員の定数は10人以内（群馬県文化財保護審議会条例第2条第1項）、任期は2年（同条例第4条第1項）となっている。

第2節 群馬県文化財保護審議会開催状況

1 第1回審議会

(1) 期日・会場

8月3日、群馬県庁舎29階第1特別会議室

(2) 報告・審議等内容

- ア 文化財保護審議会の組織体制について
- イ 平成28年度文化財保護課事業報告
- ウ 平成29年度文化財保護課主要事業について
- エ 文化財活用係の事業について
- オ 埋蔵文化財係の事業について
- カ 群馬県指定の文化財の保存事業について
- キ 群馬県指定の文化財の現状変更等について
- ク 国県指定等文化財件数について
- ケ 群馬県指定文化財の指定について（2件）
- コ 専門部会報告

2 第2回審議会

(1) 期日・会場

2月1日、群馬県庁舎29階第1特別会議室

(2) 審議・報告等内容

- ア 平成29年度文化財保護課主要事業について
- イ 文化財保護法改正について
- ウ 文化財活用係の事業について
- エ 埋蔵文化財係の事業について
- オ 県指定文化財の保存事業について
- カ 県指定文化財の現状変更等について
- キ 国県指定等文化財件数について
- ク 群馬県指定文化財の指定について（2件）
- ケ 専門部会等報告